

# 地方分権改革推進委員会 第3次勧告（概要）

平成21年10月

## 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付け(※)に係る条項(約4,000条項)のうち、特に問題のある下記右の(a) (b) (c) の事項(3つの重点事項)について、個別の条項毎に具体的に講すべき見直し措置を提示(892条項)

〈条例制定権の保障の範囲を「地方自治の本旨」の観点から設定するという意義を有する取組みでもあり、我が国の地方自治制度始まって以来の試み〉

	具体的に講すべき措置を提示した 条項数
(a)	142
(b)	166
(c)	584
計	892

全国知事会、全国市長会提言等の要望に係る条項は、106条項。  
このうち、103条項(97%)の条項について見直しを提示

※「義務付け」とは、地方自治体に一定の活動を義務付けることをいい、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、基準等の枠付けを行うことをいう（今回の見直しは、自治事務についての法律の条項を対象としている。）。

## 第2章 地方自治関係法制の見直し

- 教育委員会及び農業委員会について、必置規制を見直して選択制に引き続き委員会を存置するか、長の所管とするかは、地域の実情に応じ地方自治体が自主的に判断
- 地方自治体の財務会計制度について、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき

### (a) 自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準

→「廃止又は条例への委任」へ見直し

- ・自治体の自由度の観点から条例への委任の仕方を類型化
  - ①「従うべき基準」 ②「標準」 ③「参酌すべき基準」
- ・「従うべき基準」及び「標準」は真に必要な場合に限定

### (b) 自治体の事務に対する国との関与（協議、同意、許可・認可・承認）

→「廃止又はより弱い形態の関与」へ見直し

※国の関与は、税財政上の特例措置が講じられる場合などに限定

### (c) 計画の策定及びその手続の自治体への義務付け

→「廃止又は単なる奨励（「できる」「努める」等）」へ見直し

※義務付けは、個人の権利・義務に関わる行政処分の根拠となる  
計画などに限定

- 3つの重点事項以外についても、第2次勧告に基づき、今後、具体的に見直し措置を講ずるよう要請

## 第3章 国と地方の協議の場の法制化

- 国と地方の双方の代表者が一堂に集まる機会をできるだけ速やかに設け、「国と地方の協議の場の法制化」について平直に意見を交換し、双方の合意を目指すべき

試案として、協議事項、構成員、会議の運営等について参考提示



# **第 3 次 勧 告(抄)**

**～ 自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ ～**

**平成21年10月7日**

**地 方 分 権 改 革 推 進 委 員 会**

# 目 次

はじめに	1
第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	3
1 義務付け・枠付けの見直しの経緯	3
2 3つの重点事項の見直しに当たっての当委員会の認識	4
3 3つの重点事項について具体的に講すべき措置の方針	5
(a) 施設・公物設置管理の基準	5
(1) 見直し対象範囲	6
(2) 見直しの方法	6
(3) 条例へ委任する場合の制定主体	7
(4) 条例制定に関する国の一基準	7
(b) 協議、同意、許可・認可・承認	9
(1) 見直し対象範囲	9
(2) 具体的に講すべき措置の方針	9
(c) 計画等の策定及びその手続	12
(1) 見直し対象範囲	12
(2) 計画等の策定及びその内容の義務付け ((イ) 及び (ロ)) に係る具体的に 講すべき措置の方針	12
(3) 計画等の策定の手続 ((ハ)) のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け に係る具体的に講すべき措置の方針	14
(4) 計画等の策定の手続 ((ハ)) のうち公示・公告・公表等の義務付けに係る 具体的に講すべき措置の方針	15
(5) 計画等の策定の手続 (私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等) の個別具体的な方法の義務付けに係る見直しの方針	15
4 3つの重点事項の個別条項について具体的に講すべき措置	16
5 3つの重点事項以外の取扱い	35
6 義務付け・枠付けに関する立法の原則とそのチェックのための仕組み	35
(1) 義務付け・枠付けに関する立法の原則	35
(2) チェックのための仕組み	35
7 今後に向けて	37
第2章 地方自治関係法制の見直し	40
1 地方自治体における行政委員会の必置規制の見直し	40
(1) 教育委員会	41
(2) 農業委員会	42
2 地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大	43

第3章 国と地方の協議の場の法制化 ······ 45

おわりに ······ 47

別紙1 3つの重点事項の個別条項について具体的に講ずべき措置

別紙2 条例委任する場合の基準設定の類型

別紙3 (c)の具体的に講ずべき措置に係る参考条文

## はじめに

地方分権改革は、住民に身近な行政に関する企画・決定・実施を、一貫してできる限り地方自治体にゆだねることを基本として、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組みである。こうした考えの下、地方分権改革推進委員会（以下「当委員会」という。）は、今次の地方分権改革の目標を、地方自治体を自治行政権のみならず自治立法権、自治財政権をも十分に具備した完全自治体にしていくとともに、住民意思に基づく地方政府の舞台としての「地方政府」に高めていくことと設定し、これまで 97 回に及ぶ委員会を開催し、精力的に調査審議を進めてきた。

当委員会は、これまでに 2 次にわたる勧告を内閣総理大臣に提出し、地方分権改革の具体策を政府に提言してきた。

第 1 次勧告（平成 20 年 5 月 28 日）では、国と地方の役割分担の基本的な考え方を明らかにするとともに、それに基づいて、「重点行政分野の抜本的見直し」、「基礎自治体への権限移譲の推進」、「補助対象財産の財産処分の弾力化」について取り上げた。

続く第 2 次勧告（平成 20 年 12 月 8 日）では、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」と「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」について勧告を行った。

この第 3 次勧告（以下「本勧告」という。）は、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「地方自治関係法制の見直し」及び「国と地方の協議の場の法制化」を三つの大きな柱としている。

本勧告の三つの柱のうち、一つ目は「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」である。

自治行政権の分権については、第 1 次地方分権改革において、機関委任事務制度の全面廃止等広い意味での関与の縮小廃止について大きな成果が得られたところである。「地方政府」の確立に向け、当委員会において必ず果たさなければならない課題、それが自治立法権の分権であった。この分権のためには、地方自治体の条例制定権の拡大が必要であり、法制的な観点から地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大するとともに、自らの責任において行政を展開できる仕組みを構築することが必要となる。当委員会は、これを「義務付け・枠付けの見直し」という改革テーマとして設定し、平成 19 年 4 月の委員会設置以来取り組んできた。膨大な作業、長時間にわたる調査審議を重ねるとともに詳細な検討を行い、ここに今次分権改革としての結論を得るに至った。

すなわち、第 2 次勧告において、義務付け・枠付けの対象範囲を整理し、その存置を許容する場合等のメルクマール（判断基準）を設定した上で、メルクマールに該当しない 4,076 条項の見直し対象条項については、条例制定権の拡大を図る方向で見直しを行う必要があると判断した。本勧告においては、その第 1 章で、第 2 次勧告において、メルクマールに該当せず見直しを行うべきとされた義務付け・枠付けに係る条項のうち、

特に問題があるとした事項である、(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続（以下「3つの重点事項」という。）について具体的に講すべき措置の方針を整理した上で、3つの重点事項の個別条項について具体的に講すべき措置を提示した。また、3つの重点事項以外の見直し対象条項についても、第2次勧告に基づき具体的に見直し措置を講すべきことを提言することとした。

三つの柱のうち、二つ目は「地方自治関係法制の見直し」である。

「地方政府」の確立のためには、地方自治体が自らの判断と責任においてその組織と財務のマネジメントを改革していくことを可能とするため、現行制度を見直していく必要がある。

こうした観点から、本勧告第2章では、行政委員会の必置規制の見直しと地方自治体の財務会計における透明性の向上等を提言することとした。

三つの柱のうち、最後は「国と地方の協議の場の法制化」である。

当委員会は「地方政府」の確立に向け調査審議を重ね、累次の勧告を行ってきており、今後とも、国と地方を巡る様々な法令・制度の制定改廃は絶え間なく続くものであり、その際、国は地方自治体の自主性・自立性が確保されるように配慮し、同時に、地方の現場の実態等を聴取し、事務が円滑に行われるよう万全を期す必要がある。

そこで、本勧告第3章では、国と地方の協議の場の法制化に関し提言を行うこととした。

## 第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

### 1 義務付け・枠付けの見直しの経緯

第2次勧告では、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象としたところである。この範囲の義務付け・枠付け（以下「見直し対象条項」という。）について、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」への該当・非該当についての当委員会としての判断を示し、メルクマールに該当しないという結論を得た条項について、

- ① 廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、
- ② 手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
- ③ 手續、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、

のいずれかの見直しを行う必要があると勧告した。

また、このうち、

- (a) 施設・公物設置管理の基準
- (b) 協議、同意、許可・認可・承認
- (c) 計画等の策定及びその手続

については「特に問題があり、これらを中心に、当委員会として第3次勧告に向けて具体的に講すべき措置の調査審議を進め、結論を得る」こととしていた。

第2次勧告を受けて、各府省に対し、(a)～(c)の3つの重点事項に該当するものについて、上記の方針に従って見直しを行うことを求めて調査を実施した。加えて、各府省から回答を得た後に、当委員会として、全国知事会、全国市長会提言等で取り上げられているもの、法的効果等に着眼して特に調査審議が必要であるもの等について各府省からヒアリングを実施した。

これらの取組みを踏まえて取りまとめた「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」（以下「中間報告」という。）では、3つの重点事項の具体的に講すべき措置の方針について、委員会として一定の整理を行ったところである。

その後、当委員会のワーキンググループ<sup>1</sup>において、各府省に対して、3つの重点事項についての方針に沿って、個別条項ごとの見解を提示し、これに対する各府省の見解を求める調査（以下「WG調査」という。）を行うとともに<sup>2</sup>、中間報告で示した

<sup>1</sup> 平成20年10月以降、小早川委員の統括の下に一橋大学高橋滋教授、東京大学斎藤誠教授の参加を得てワーキンググループを構成したものであり、義務付け・枠付けの見直しに関する検討作業を実施した。

<sup>2</sup> 「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について(依頼)」(平成21年7月2日府分権第80号)

方針について、その法的効果等について特に調査審議が必要であるもの等について、関係省からヒアリングを実施した。これらの作業を踏まえて、この度、3つの重点事項について具体的に講すべき措置に関する当委員会としての結論を得たところである。

なお、このことは、見直しの対象が3つの重点事項に限られることを意味するものではない。第2次勧告に従い、メルクマール非該当の見直し対象条項のうち、3つの重点事項以外についても、廃止又は条例への委任等の見直しを行うべきである。

## 2 3つの重点事項の見直しに当たっての当委員会の認識

3つの重点事項の見直しに当たっての当委員会の認識は以下のとおりである。

(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続は、それぞれ形態を異にするものであることから、第2次勧告で示したとおり、見直しの方針はそれぞれ異ならざるを得ない。

(a)～(c)の3つの重点事項の見直しに当たっては、法律の規定そのものを廃止する、すなわち、その事務を行うかどうか、行う場合に手続、判断基準等を条例で定めるかどうかを含めてすべてを地方自治体が判断するという選択肢は、いずれの場合についても第一に検討されるべきである。もっとも、地方自治体の事務の処理又はその方法の義務付けを問題とする義務付け・枠付けの見直し作業においては、現行の規定そのものを廃止する結論が得られない場合も想定され、その場合においては、現行の規定を見直して、地方自治体に対して奨励する規定、条例に委任する規定等に移行する選択肢も許容せざるを得ない。

具体的には、現行の規定そのものの廃止が困難である場合には、

- (a) 施設・公物設置管理の基準の義務付けの見直しは、基準の条例への委任という方向が検討されるべきであり、その際には、条例制定の主体、条例制定に当たって地方自治体に課すことが許容される制約の程度が主たる問題になる。
- (b) 協議、同意、許可・認可・承認の義務付けの見直しは、より弱い形態への移行が検討されるべきである。
- (c) 計画等の策定及びその手続の義務付けの見直しは、「できる」規定化、例示化等により単なる奨励にとどめるということが検討されるべきである。

付言すると、各府省からの回答や各府省からのヒアリングにおいては、各府省から、義務付け・枠付けの見直しによって住民サービスが低下するおそれがあること、規制が緩和されて本来の政策目的が達成されなくなるおそれがあること、國の方針と整合性が確保されなくなるおそれがあることへの懸念が繰り返し表明された。例えば、施

設・公物設置管理の基準を条例に委任すれば、その基準に従って地方自治体が提供しているサービスの水準が切り下げられるのではないか、協議、同意、許可・認可・承認、また、計画等の策定及びその手続が見直されれば、地方自治体の施策は國の方針と整合性を確保し又は適正な手続に従って行われなくなるのではないか、ということであった。

しかしながら、義務付け・枠付けの見直しとは、サービス水準の切下げでも、國の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容でもない。國が全國一律に決定し、地方自治体に義務付けていた基準、施策等を、地方自治体自らが決定し、実施するように改める改革であり、これによって、各地域において、その地域の実情に合った最適なサービスが提供され、最善の施策が講じられるよう、國と地方自治体の役割分担を見直すものである。

なお、全国知事会、全国市長会の提言等に盛り込まれている事項では、現行の基準の変更を求め、また、國の関与からより自由な地方自治体の施策を求める具体的なニーズを主張しているものも多い。しかしながら、こうした現実の具体的なニーズに対して、國の基準であることを維持したままで、また、國の関与を残したままで、その都度、國が個々に基準の見直し措置を講じたり、関与の行使内容を変化させたりするだけでは、地方分権改革の名には値しない。地方分権改革を進め、「地方政府」を確立する観点からは、地方自治体がサービス、施策等のあり方についての説明責任を負うべきであり、何らかのニーズに対応する見直しの必要性の判断も、地方自治体の責任において行うようにしなければならないというのが当委員会の基本認識である。

### 3 3つの重点事項について具体的に講すべき措置の方針

#### (a) 施設・公物設置管理の基準

##### 第2次勧告（抄）

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 基準の全部の廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 基準の全部について条例に委任又は条例による補正を許容
- ③ 基準の一部について条例に委任又は条例による補正を許容し、その他の部分について定量的でなく、また、個別具体的な方法等を含まない、一般的・定性的な基準への移行

## (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、地方自治体又はその機関<sup>3</sup>が施設・公物<sup>4</sup>を設置し、又は管理するに当たって、次のいずれかの義務付けに該当するもの（国又は都道府県若しくはその機関が協議を受け、又は同意、許可・認可・承認、指定等を行うに当たってこれらを条件としているものを含む<sup>5</sup>。以下「見直し対象施設等基準」という。）。

- ・ 整備・確保すべき施設・公物の総量
- ・ 施設・公物の構造・設備、施設・公物に配置する職員の数<sup>6</sup>・資格
- ・ 施設・公物に配置する職員であることに着目した職員給与・研修
- ・ 施設・公物の利用者資格・利用者数

## (2) 見直しの方法

見直し対象施設等基準について、当該基準に係る規定そのものを廃止<sup>7</sup>するか、又は条例へ委任の措置を講ずる。

ただし、次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものとして所管府省から文書で回答がある部分については、法令で基準が設定されていても、その内容を定量的、個別具体的に定めるために条例を制定することが許容されていると判断できることから、その存置を許容する。次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するよう新たに見直しを行うものについても同様である。なお、当該所管府省においては、条例を制定することが許容されていることについて、地方自治体に十分周知する等所要の措置を講ずべきである。

(イ) 見直し対象施設等基準（政省令、告示への委任規定を含む場合には、当該政省令、告示の内容を含む。）について、定量的、個別具体的な文言を何ら含まないこと。

(ロ) 見直し対象施設等基準について、当該基準の内容を、定量的、個別具体的に定

<sup>3</sup> 施設・公物の設置、管理に当たっての事務の処理又はその方法を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここに含む。

<sup>4</sup> 建築物その他の工作物のうち土地、自然公物に定着するものをいう。物的施設のほか、物的設備・器具、人的手段等を含めた総合体を指す。庁舎、事務所等、地方自治体又はその機関自身の使用に供する目的のものは含まない。

<sup>5</sup> 対象条項において、これらの事項のみでなく他の事項をあわせて基準を定めている場合、見直しを求める対象はこれらの事項に限定されるものではなく、対象条項において定める基準の全部である。

<sup>6</sup> 個々の施設・公物に配置する職員の数のみでなく、施設・公物に配置する職員について地方自治体単位でその総数を定めているものを含む。

<sup>7</sup> 「廃止」とは、基準の全部の廃止（単なる獎励にとどめることを含む。）によって、基準を条例で設定するか否かを含めて地方自治体の判断によるものとする見直しである。努力義務、配慮義務など、個別具体的な方法を含まない一般的な原則・方針にとどめる見直しを行う場合を含む。他方、単に基準の一部を廃止する場合は含まない。これは、ある基準が複数の条項にまたがって規定されているときに、このうちの一部の条項で定める基準を廃止する場合についても同じである。

めるために、条例を制定することが許容されていること<sup>8</sup>。

WG調査に対する回答において上記(イ)及び(ロ)のいずれにも該当するものとして所管府省から回答があった見直し対象施設等基準に係る法律条項については、別紙1別表1の「見直しの方針」欄に「存置」と記載した上で、「備考」欄に「条例制定許容」と記している。

なお、見直し対象施設等基準に係る法律の規定の一部が「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」又は「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残ざざるを得ないと判断するもののメルクマール」に該当すると判断できるものについては、それに係る部分の内容の義務付けは存置を許容する。

### (3) 条例へ委任する場合の制定主体

条例に委任する場合、条例制定の主体は、当該基準に係る施設・公物の設置管理の事務を担任する地方自治体とする。

例えば、設置管理の基準については設置管理の主体であり、許認可等の基準については許認可等の主体である<sup>9</sup>。また、設置管理に当たって許認可等が不可欠である場合には、許認可等によってはじめて設置管理が可能になるものであることから、設置管理の基準に従って許認可等が行われるものとされているときは、設置管理の基準=許認可等の基準は許認可等の主体が定めるものとすべきである。

なお、第1次勧告において、市町村への権限移譲が勧告されているものについては、権限移譲されることを前提として条例制定の主体を判断する。

### (4) 条例制定に関する国の基準

条例への委任は、条例制定の余地が実質的に確保される方法で行われるべきである。このような観点から、条例の内容を直接的に拘束する条例制定の基準等を設定することは厳に差し控えられるべきである。

条例へ委任する場合における条例制定の基準（以下「条例制定基準」という。）については、現行法令では「従うべき基準」型、「標準」型、「参酌すべき基準」型の3つに類型化できる（別紙2「条例委任する場合の基準設定の類型」参照）。

このうち、施設・公物設置管理の基準を条例で制定するに当たって、「従うべき基

<sup>8</sup> 当該基準の内容そのものについて定量的、個別具体的に定めるために条例を制定することを許容しているものである。当該基準の内容について、いわゆる上乗せ、横出しを定める条例を制定することを許容しているものは含まない。

<sup>9</sup> 許認可等ではなく、届出が義務付けられている場合にも、届出の相手方が基準に照らして是正措置等を行うことが想定されているものであり、届出の相手方が基準を設定すべきものと判断する。

準」又は「標準」を国が設定するのは次の場合に限るものとし、見直し対象施設等基準の内容を条例制定基準に移行する場合も同様とする。

(イ) 「従うべき基準」

国が設定する「従うべき基準」は、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものである。この「従うべき基準」を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

- ① 当該施設・公物の利用者の資格のうちの基本的な事項について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合
- ② ①のほか、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合
- ③ 当該施設・公物において必要とされる民間共通の士業等の資格について特に「従うべき基準」を示す必要がある場合

(ロ) 「標準」

国が設定する「標準」は、通常よるべき基準である。すなわち、法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容されるものである。こうした基準を国が設定するのは真に必要な場合に限定されるべきであり、次の場合に限るものとする。

- ① 当該施設・公物について全国的見地から一定のサービス水準を維持するために利用者の数、施設・公物に配置する職員の数について特に「標準」を示す必要がある場合

他方、「従うべき基準」及び「標準」と異なる性格を有するものとして「参酌すべき基準」という立法例がある。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項第4号及び第2項第3号では「文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して都道府県の条例で定める認定の基準」と規定されている。この「参酌すべき基準」については、国の役割を果たすために、地方自治体に対して「参酌すべき」ものとして示すことから、これを十分参考し、これによるとの妥当性を検討した上で条例が制定されなければならない。しかしながら、法的には、条例の内容そのものを直接的に拘束しているものではない。十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されているものであることから、見直し対象施設等基準のうち必要最小限のものを、条例制定に当たって「参酌すべき」基準として規定することは許容する。

なお、この「参酌すべき基準」については、その法的性格をここで整理したとおり、

地域の実情に応じて、地方自治体が条例で異なる内容を定めることを許容するものであることから、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するもの<sup>10</sup>ということができる。

#### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

##### 第2次勧告（抄）

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 協議、同意、許可・認可・承認の廃止（協議等の単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 事後の届出、報告、通知等の情報連絡への移行

#### (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 市町村が国、都道府県に対して行う協議、都道府県が国に対して行う協議<sup>11</sup>
- (ロ) 市町村が国、都道府県から受ける同意、許可・認可・承認、都道府県が国から受ける同意、許可・認可・承認<sup>11</sup>

#### (2) 具体的に講ずべき措置の方針

(1) の見直し対象範囲のうち、同意を要する協議及び同意を要しない協議については、(i)の場合には同意を要する協議を、(ii)の場合には同意を要しない協議を許容する。また、許可・認可・承認については、(iii)の場合に限定する。なお、(i)のうち(a)(b)、(iii)のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）において、それぞれ同意を要する協議を許容、許可・認可・承認を

<sup>10</sup> 当委員会では、これまで、事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）の法令による義務付けについて条例による補正（補充・調整・差し替え）を許容することを、「地方自治体による法令の『上書き』を確保しようとするもの」と位置付けてきた。一方、この「参酌すべき基準」の場合には、同様に法律から条例に委任するときに条例の制定基準の一種として設定されるものであるものの、法令は一定の「基準」を示しつつ、これを（「従うべき」ではなく）「参酌すべき」ということが「法令の規範内容」である。このような「法令の規範内容」そのものは「上書き」されるものではないが、法令が示す一定の「基準」については「法令の規範内容」に沿って「参酌」されるものであり、その結果、法令が示す一定の「基準」と異なる「基準」が条例で定められることは許容されるものである。したがって、現在、国の法令で設定されている基準を条例に委任することとした上で、必要最小限のものを「参酌すべき基準」に移行させる見直しについても、地方自治体の条例による国の法令の基準の「上書き」を許容するものということができる。

<sup>11</sup> 協議を行い、又は同意、許可・認可・承認を受けることを義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここに含む。また、新設、変更、廃止それぞれについて協議が義務付けられている場合には、これらの条項すべてをここに含む。他方、法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して協議を行い、又は施設管理者の同意、許可・認可・承認を受けることを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行うものは除く。

許容するものと位置付けられているものである<sup>12</sup>。

(i)～(iii)のいずれにも該当しない場合には、(iv)の場合に意見聴取、(v)の場合に事前報告・届出・通知、(vi)の場合に事後報告・届出・通知をそれぞれ許容し、いずれにも該当しない場合には廃止する。

なお、(i)(ii)(iv)(v)の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。

(i) 同意を要する協議を許容する場合は次のとおり。

(a)<sup>13</sup> 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合

(b) 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合

① 法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの

② 国（都道府県）に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国（都道府県）の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの

③ 地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

(ii) 同意を要しない協議を許容する場合は次のとおり。

① 国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村（都道府県）の間の事務配分の特例を都道府県（国）が許容する場合であって、都道府県（国）が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合

③ 事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国（都道府県）

<sup>12</sup> 「地方分権推進計画」では「地方公共団体」と表記しているものを、ここでは「地方自治体」と表記している。

<sup>13</sup> (i)のうち(a)(b)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、同意を要する協議を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、①から③に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

- ④ 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑤ 同一の事案について国（都道府県）が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限行使することが可能である場合、又は国（都道府県）が既に行つた行政処分の内容と抵触する可能性がある権限行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑥ 私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの

(iii) 許可・認可・承認を許容する場合は次のとおり。

- (d)<sup>14</sup> 刑法等で一般には禁止されていながら特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合
  - (e) 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合
  - (f) 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
  - (g) 法人の設立に関する事務を処理する場合
  - (h) 国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合
- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの

(iv) 意見聴取を許容する場合は次のとおり。

- ① 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合

(v) 事前報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国（都道府県）が特に把握しておく必要が認められるもの

(vi) 事後報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合
- ② 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合

<sup>14</sup> (iii)のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、許可・認可・承認を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、①に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

### (c) 計画等の策定及びその手続

#### 第2次勧告(抄)

原則として、計画等の策定、内容、策定手続それぞれについて次の方針で見直すこととすべきである（計画等の策定手続のうち、(b)協議、同意、許可・認可・承認に該当するものについては、(b)に掲げる方針による）。

- ・ 計画等の策定の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ・ 計画等の内容の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容
- ・ 計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容

#### (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 地方自治体又はその機関による計画、方針、指針、構想等（以下「計画等」という。）の策定の義務付け<sup>15 16</sup>
- (ロ) 計画等の策定に当たっての内容（盛り込むべき事項の記載）の義務付け<sup>16</sup>
- (ハ) 計画等の策定に当たっての事前・事後の手続として次のいずれかを課しているもの
  - ・ 議決（当該地方自治体のほか、国・関係地方自治体その他の関係者による議決、及びこのための協議会等の場の設置をいう。）、協議・調整・意見聴取等・同意（当該地方自治体による国・関係地方自治体その他の関係者との協議・調整、及び関係地方自治体その他の関係者の意見聴取等・同意、並びにこれらのための協議会等の場の設置をいう。ただし、(b)の対象となるものを除く。）、認定
  - ・ 公示・公告・公表、閲覧・縦覧等<sup>16</sup>

#### (2) 計画等の策定及びその内容の義務付け((イ)及び(ロ))に係る具体的に講ずべき措置の方針

(1) の見直し対象範囲のうち、(イ)及び(ロ)については義務付けを廃止する。具体的には、次のいずれかの措置を講ずることとする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参考条文」参照）。

<sup>15</sup> 計画等の策定及びその手続を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここに含む。ただし、計画等が、国、都道府県に対する協議、同意、許可・認可・承認の対象となる計画等の策定に係るものは含むが、その申請に当たって添付すべき書類の一つとされているにとどまる場合は含まない。

<sup>16</sup> A法で策定を義務付けている甲計画について、B法で甲計画の計画内容を変更する義務付け又は甲計画の策定手続を変更する義務付けを行っている場合には、A法のみでなく、B法による義務付けも含む。

- ・計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<sup>17</sup>
- ・計画等の策定に係る規定の「できる」規定化<sup>18</sup>又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化

ただし、計画等の内容に次の①～③に係る部分を含む場合には、計画等の策定及び①～③のそれぞれに係る部分の内容の義務付けの存置を許容する。

- ① 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合
- ③ 基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合

なお、計画等の内容に係る法律の規定の一部が「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」又は「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」に該当すると判断できるものについても同様である。

また、計画等の内容に次の④に係る部分を含む場合には、次のいずれかの措置を講ずることとする（別紙3「(c)の具体的に講ずべき措置に係る参考条文」参照）。

- ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止<sup>17</sup>
  - ・ ④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化
  - ・ （④に係る部分を含むが、①～③に係る部分と不可分である場合）計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
- ④ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合

なお、財政上、税制上又は法制上の特例措置が講じられる内容が複数含まれ、個々に分離して措置を講ずることが許容される場合には、常に、そのすべての記載をしなければならないものではなく、個々がそれぞれ独立して任意的記載事項であることを明確化する。

<sup>17</sup> 計画等の策定及びその内容に係る規定としては廃止し、施策・事務に係る規定の範囲内で存置するものは、計画等の策定及びその内容の義務付けとしては廃止されたものと判断できる。

<sup>18</sup> 法律上の要件に該当する場合であっても策定する必要があるかどうかを選択できるものであることを明確化するために、「地方公共団体は、（一定の要件に該当する場合に）・・・・できる。」と改めることをいう。

### (3) 計画等の策定の手続 ((ハ)) のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付けに係る具体的に講すべき措置の方針

(1) の見直し対象範囲の(ハ)のうち、議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもの（以下「見直し対象意見聴取等義務」という。）のうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く。）<sup>19</sup>については、見直しの方針は(b)と同様である。

これ以外については、見直し対象意見聴取等義務に係る規定そのものを廃止するか、又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定とする（別紙3「(c)の具体的に講すべき措置に係る参考条文」参照）。

ただし、議決、同意に係るものについては次の①の場合に限定して存置を許容し、また、協議・調整・意見聴取等については次の①～④の場合に存置を許容する。

- ① 当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合
- ② 具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合
- ③ 地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合
- ④ 地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合

なお、見直し対象意見聴取等義務のうち、①～④に該当するとして存置が許容されるものの以外の条項については、見直し後、必要に応じて地方自治体が条例で議決、協議・調整・意見聴取等・同意（以下「私人等からの意見聴取等」という。）の手続を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることを許容しないことになると解される場合には、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等の手続を定めることができることを明示的に規定すべきである（別紙3「(c)の具体的に講すべき措置に係る参考条文」参照）。

<sup>19</sup> 法律上、国、都道府県、市町村、民間事業者等を問わず、施設管理者に対して協議・調整・意見聴取等を行い、又は施設管理者の同意を得ることを義務付けており、国、都道府県がその施設管理者としての立場で協議・調整・意見聴取等を受け、又は同意を行うものは除く。

#### (4) 計画等の策定の手続 ((ハ)) のうち公示・公告・公表等の義務付けに係る具体的に講すべき措置の方針

(1) の見直し対象範囲の((ハ))のうち、公示・公告・公表、閲覧・縦覧等（以下「公示・公告・公表等」という。）に係るものについては、公示・公告・公表等に係る規定そのものを廃止するか、又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定とする（別紙3「(c)の具体的に講すべき措置に係る参考条文」参照）。

ただし、次の①～③の場合に限定して存置を許容する。

- ① 不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合
- ② 権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合
- ③ 意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合

#### (5) 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付けに係る見直しの方針

(1) の見直し対象範囲の((ハ))のうち私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の方法を個別具体的に特定しているもの（以下「見直し対象個別具体的方法義務」という。）は、見直し対象個別具体的方法義務に係る規定そのものを廃止するか、又は例示化する（別紙3「(c)の具体的に講すべき措置に係る参考条文」参照）。

なお、見直し対象個別具体的方法義務については、見直し後、必要に応じて、地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定し得ることが必要であり、個別法令がこれを許容しない趣旨でない限り、条例で規定することは可能である。

他方、上記により措置を講じたときに、当該措置に係る見直し対象個別具体的方法義務について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を定めることを許容しないことになると解される場合には、当該措置に係る相手方について地方自治体が条例で私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等の個別具体的な方法を規定することができることを明示的に規定すべきである（別紙3「(c)の具体的に講すべき措置に係る参考条文」参照）。

## 別紙 1

### 3つの重点事項の個別条項について具体的に講 すべき措置

別表 1：施設・公物設置管理の基準 · · · · · 1 — 1

別表 2：協議、同意、許可・認可・承認 · · · · · 1 — 3 1

別表 3：計画等の策定及びその手続 · · · · · 1 — 4 5

## 別表1の凡例

### (a) 施設・公物設置管理の基準

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄のうち、「概要」欄は、見直しの対象範囲となった施設・公物設置管理の基準の概略を示し、「該当条文」欄には、該当条文のうち見直し対象となる部分に下線を付した。
3. 「条例制定の主体」欄の記号の意味は、次のとおり。  
「1」：都道府県（大都市等に関する特例等により、指定都市等を含む場合もある。）  
「2」：市町村  
「3」：都道府県及び市町村
4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。
  - ① 見直し対象施設等基準の一部が、第2次勧告で示した「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「『義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール』非該当だが、残ざるを得ないと判断するもののメルクマール」（以下、「メルクマール」という。）に該当する場合。（該当する部分の内容の義務付けについては、存置を許容。）
  - ② 法令で基準が設定されていても、その内容を定量的、個別具体的に定めるために、条例を制定することが許容されていることが確認された場合。（「条例制定許容」と記しており、存置を許容。（第〇章3(a)(2)ただし書き関連））
  - ③ 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講すべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
9	13	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第120条	第1項	高齢者向け公共賃貸住宅への入居基準	(高齢者向け公共賃貸住宅への入居) 第百二十条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が高齢者向け公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が高齢者居住安定確保法第四十九条第一項第三号に規定する入居者の資格に該当する者であるときは、当該高齢者向け公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、 <u>その者を当該高齢者向け公共賃貸住宅に入居させるものとする。</u>	廃止又は条例委任	3	
					市町村借上住宅への入居基準	(市町村借上住宅への入居) 第百二十二条 第百十七条の規定による申出に係る賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅が市町村借上住宅である場合においては、当該市町村借上住宅を管理する市町村は、 <u>当該申出をした者を当該市町村借上住宅に入居させるものとする。</u>	廃止又は条例委任	2	
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第1項	認定こども園の設備・運営基準	(教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等) 第三条 幼稚園又は保育所等(以下「施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事(保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合にあっては、都道府県の教育委員会。以下同じ。)の認定を受けることができる。 一 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領(学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行なうほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する児童に該当する者に対する保育を行うこと。 二 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する児童に対する保育を行なうほか、当該児童以外の満三歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村(特別区を含む。以下同じ。)における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育しつつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。 三 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行なうこと。 四 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参照して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。	廃止又は条例委任	1	参照すべき基準の一層の弾力化、大綱化

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講すべき措置		備考	
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体		
10	2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第3条	第2項	認定こども園の設備・運営基準	2. 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等(以下「幼保連携施設」という。)の設置者(都道府県を除く。)は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。 一 次のいずれかに該当する施設であること。 イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条 各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。 ロ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。 二 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。 三 文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準を参考して都道府県の条例で定める認定の基準に適合すること。		廃止又は条例委任	1	参酌すべき基準の一層の弾力化、大綱化
						2. 認定こども園(第三条第一項又は第二項の認定を受けた施設及び同条第三項の規定による公示がされた施設をいう。以下同じ。)の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。				
10	3	学校教育法	第3条		学校の設置基準	第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。	廃止又は条例委任	1		
			第128条		専修学校の設置基準	第一百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。 一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数 二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境 三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備 四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱	廃止又は条例委任	1		
			第129条	第2項	専修学校の校長資格	2. 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。	廃止又は条例委任	1		
			第129条	第3項	専修学校の教員資格	3. 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に關し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。	廃止又は条例委任	1		

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講すべき措置		備考
					概要	該当条文(下線部)	見直しの方針	条例制定の主体	
21	6	児童福祉法	第24条	第1項	保育所の利用者基準	第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。	廃止又は条例委任	2	
			第24条の12	第1項	指定知的障害児施設の従業者の資格	第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならない。	廃止又は条例委任	1	
			第24条の12	第2項	指定知的障害児施設の設備・運営基準	② 指定知的障害児施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。	廃止又は条例委任	1	
			第35条	第2項	都道府県が設置する児童福祉施設の職員の資格	② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。	廃止又は条例委任	1	
			第45条	第2項	児童福祉施設の設備・運営基準	② 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3	
21	12	老人福祉法	第17条	第2項	老人福祉施設の設備・運営基準	2. 義護老人ホーム及び特別義護老人ホームの設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。	廃止又は条例委任	3	

## 別表2の凡例

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象範囲に該当する協議、同意、許可・認可・承認の概略を示した。なお、協議を受け、又は同意、許可・認可・承認を行う者は、括弧内に記した。  
 (例)・同意協議(大臣)：大臣の同意を要する協議（同意のみの場合を含む）  
 ・協議(知事)：知事への協議
3. 「講すべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講すべき措置は以下のとおりである。  
 なお、「×」の場合は、見直し対象を廃止すべきものである。

「講るべき措置」欄の記号	本文の記述(「講るべき措置」欄の記号に対応) 【】内は本文の記述箇所	具体的に講るべき措置
1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合 【(b)(2)( i )(a)】	
1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合 【(b)(2)( i )(b)】	
1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)( i )①】	同意を要する協議を許容
1②	国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの 【(b)(2)( i )②】	
1③	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの 【(b)(2)( i )③】	

2①	国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの 【(b)(2)( ii )①】	
2②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合 【(b)(2)( ii )②】	
2③	事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの 【(b)(2)( ii )③】	同意を要しない 協議を許容
2④	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合であって、個人の権利・義務に関わるもの 【(b)(2)( ii )④】	
2⑤	同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重畳的に異なる権限を使用することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行つた行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を使用する場合であって、個人の権利・義務に関わるもの 【(b)(2)( ii )⑤】	
2⑥	私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの 【(b)(2)( ii )⑥】	
3d	刑法等で一般には禁止されていながら特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合 【(b)(2)( iii ) (d)】	
3e	公用收用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合 【(b)(2)( iii ) (e)】	
3f	補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合 【(b)(2)( iii ) (f)】	許可・認可・承認を許容
3g	法人の設立に関する事務を処理する場合 【(b)(2)( iii ) (g)】	
3h	国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合 【(b)(2)( iii ) (h)】	
3①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの 【(b)(2)( iii )①】	

4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合 【(b)(2) (iv)①】	意見聴取を許容
5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの 【(b)(2) (v)①】	事前報告・届出・通知を許容
6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合 【(b)(2) (vi)①】	事後報告・届出・通知を許容
6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合 【(b)(2) (vi)②】	
2※ 4※ 5※ 6※	第〇章3(b)(2)において「( i )( ii )( iv )( v )」の項目のうち下破線部分には該当しないが、それ以外の部分に該当しているものについては、下破線部分に該当しない程度に応じて個々に判断し、それぞれの場合に許容するものとされている同意を要する協議、同意を要しない協議、意見聴取、事前報告・届出・通知よりも弱い形態のものとする。」とされており、これに基づき「同意を要しない協議」「意見聴取」「事前報告・届出・通知」「事後報告・届出・通知」が必要と判断する場合は、それぞれ2※、4※、5※、6※と記載。	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① 「講すべき措置」欄で、2※、4※、5※、6※と記したものについて、許容される形態を示す場合。
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	講すべき措置	備考
21	1	<u>社会福祉法</u>	第14条	第8項	同意協議(知事)	2①	
			第73条	第1項	許可(知事)	×	
21	13	高齢者の医療の確保に関する法律	第133条	第2項	協議(知事)	×	
22	1	国民健康保険法	第12条		協議(知事)	×	

## 別表3の凡例

### (c) 計画等の策定及びその手続

1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
2. 「見直し対象」欄は、見直し対象となる計画等の策定及びその手続の概略を示した。
3. 「整理記号」の意味及び「講すべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講すべき措置は、以下のとおりである。

#### (1)「講すべき措置」欄が「×」の場合

整理記号	意味	具体的に講すべき措置 (「講すべき措置」欄が「×」の場合)
c2	計画等の策定及びその内容	次のいずれかの措置を講ずる ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ 計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化
cb	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）	廃止
c3	計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）	廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c4	計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c5	計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	廃止又は例示化

(2)「講すべき措置」欄が「×」以外の場合（「整理記号」の意味は(1)の場合と同じ）

整理記号	「講すべき措置」欄の記号	本文の記述（「講すべき措置」欄の記号に対応） 【】内は本文の記述箇所	具体的に講すべき措置
c2	①	私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠（私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。）となる計画を策定する場合 【(c)(2)(1)】	計画等の策定及び内容（①～③に係る部分）の義務付けの存置を許容
	②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合 【(c)(2)(2)】	
	③	基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合 【(c)(2)(3)】	
	④	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合 【(c)(2)(4)】	次のいずれかの措置を講ずる ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ ④に係る計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化 ・ c2①～③に係る部分と不可分である場合、計画等の策定の義務付けの存置は許容されることとなるが、④に係る計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
cb	別表2(b) の表中記号	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と一緒に取り扱っているものを除く）については、見直しの方針は(b)と同様 【(c)(3)第一段落】	(b)協議、同意、許可・認可・承認における措置の方針と同じ 「別表2の凡例」を参照
c3	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)(1)】	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合)
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)(2)】	協議・調整・意見聴取等の存置を許容

	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)③】	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)④】	
c4	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課す場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合 【(c)(4)①】	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合 【(c)(4)②】	
	③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提となっている場合 【(c)(4)③】	

4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。

- ① メルクマールに該当する場合。(該当する計画等の内容は、存置を許容。)
- ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講すべき措置	備考
20	33	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	第3条	第2項	合理化事業計画の内容 c2	④(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化、下水道等の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に係る部分) ×(その他)	
20	44	医療法	第30条の4	第2項	医療計画の内容 c2	①(10号～12号に係る部分) ×(その他)	メルクマールv:4号～8号基準病床数の算定に当たり独自に加減算できるよう見直し
			第30条の4	第10項	学識経験者の団体の意見聴取 c3	②	
			第30条の4	第12項	医療計画の内容の公示 c4	①	
			第30条の6	第1項	医療計画の変更 c2	×	
20	45	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法	第5条	第1項	医療計画に定める救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保の内容 c2	×	メルクマールv:2号
20	52	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	第10条	第5項	献血推進計画の公表 c4	×	
21	1	社会福祉法	第20条		指導監督の計画の策定 c2	×	
			第107条		住民、福祉事業者等の意見反映 c3	②(社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行なう者に係る部分) ×(その他)	
					市町村地域福祉計画の内容の事前公表 c4	×	
			第108条		住民等の意見反映 c3	×	
21	3	民生委員法			都道府県地域福祉支援計画内容の事前公表 c4	×	
			第18条		民生委員の指導監督の計画の策定 c2	×	
			第8条	第1項	市町村行動計画の策定 c2	×	
			第8条	第2項	市町村行動計画の内容 c2	×	
			第8条	第3項	住民の意見反映 c3	×	
			第8条	第4項	市町村行動計画の公表 c4	×	
			第8条	第5項	市町村行動計画に基づく措置の実施状況の公表 c4	×	
			第8条	第6項	市町村行動計画の公表方法 c5	×	
			第9条	第1項	都道府県行動計画の策定 c2	×	
21	5	次世代育成支援対策推進法	第9条	第2項	都道府県行動計画の内容 c2	×	
			第9条	第3項	住民の意見反映 c3	×	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象 (整理記号)	講すべき措置	備考
21	5	次世代育成支援対策推進法	第9条	第4項	都道府県行動計画の公表	c4	×
			第9条	第5項	都道府県行動計画に基づく措置の実施状況の公表	c4	×
			第9条	第6項	都道府県行動計画の公表方法	c5	×
			第19条	第1項	特定事業主行動計画の策定	c2	×
			第19条	第2項	特定事業主行動計画の内容	c2	×
			第19条	第3項	特定事業主行動計画の公表	c4	×
21	6	児童福祉法	第18条の2		児童委員の研修の計画の策定	c2	×
			第56条の8	第1項	市町村保育計画の策定	c2	×
			第56条の8	第2項	住民の意見反映	c3	×
			第56条の8	第3項	市町村保育計画の公表	c4	×
			第56条の8	第4項	市町村保育計画実施状況の公表	c4	×
					市町村保育計画の公表方法	c5	×
			第56条の9	第1項	都道府県保育計画の策定	c2	×
			第56条の9	第2項	住民の意見反映	c3	×
			第56条の9	第3項	都道府県保育計画の公表	c4	×
			第56条の9	第5項	都道府県保育計画実施状況の公表	c4	×
					都道府県保育計画の公表方法	c5	×
21	10	母子及び寡婦福祉法	第12条	第1項	母子福祉団体その他関係者の意見反映	c3	②(母子福祉団体に係る部分) ×(その他)
					母子家庭及び寡婦自立促進計画内容の事前公表	c4	×
21	12	老人福祉法	第20条の8	第1項	市町村老人福祉計画の策定	c2	②
			第20条の8	第2項	市町村老人福祉計画の内容	c2	②(1号に係る部分) ×(その他)
			第20条の8	第3項	市町村老人福祉計画内容における勘案事項	c2	②
			第20条の8	第5項	市町村老人福祉計画内容における勘案事項	c2	×
			第20条の8	第8項	都道府県の意見聴取	cb	4①(1号に係る部分) ×(その他)
			第20条の9	第1項	都道府県老人福祉計画の策定	c2	①
			第20条の9	第2項	都道府県老人福祉計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ×(その他)
			第20条の9	第3項	都道府県老人福祉計画策定における勘案事項	c2	①

## 別紙2

## 条例委任する場合の基準設定の類型

	「参酌すべき基準」型	「標準」型	「従うべき基準」型
法的効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「参酌すべき基準」とは、十分参考しなければならない基準</li> <li>○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参考した上で判断しなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「標準」とは、通常よるべき基準</li> <li>○条例の内容は、法令の「標準」を標準とする範囲内でなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準</li> <li>○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない</li> </ul>
異なるものを定める ことの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備 考	<p>「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任（行為規範）  ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法</p> <p>「参考とすべき基準」「斟酌すべき基準」「勘案すべき基準」「考慮すべき基準」も同じ</p>	<p>「標準」と異なる内容について説明責任  ⇒ 合理的な理由がない場合は違法</p> <p>「準則」も同じ</p>	<p>「従うべき基準」の範囲内であるについて説明責任  ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法</p> <p>「定めるべき基準」「遵守すべき基準」「適合すべき基準」「よるべき基準」も同じ</p>